

階上町職員の給与・定員管理等について

階上町では、職員数及び給与水準の適正な維持と広く町民の理解を得るため、職員の給与・定員管理等を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

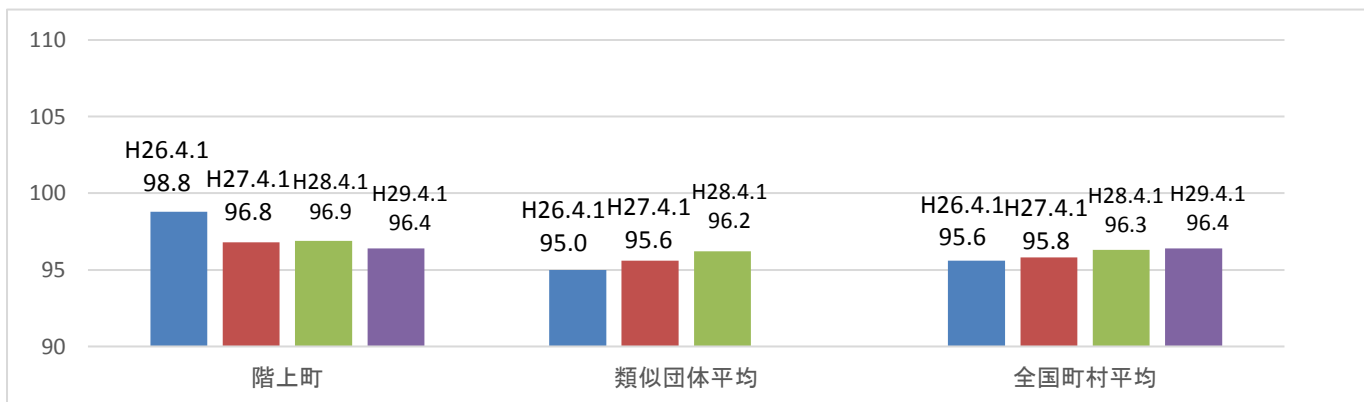
区分	住民基本台帳人口 (H29. 1. 1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	13,906	5,967,382	294,305	757,927	12.7	12.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	86	304,403	48,822	111,402	464,627	5,403

- ※ 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、普通会計関係職員の平成28年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ※ 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し → 実施

（改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）給料表については、青森県人事委員会勧告を踏まえ、平均2%引下げ実施。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し → 地域手当及び管理職員特別勤務手当の支給は無し。

(5) 特記事項

行財政改革の一環として、特別職の給与を削減中。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況（29年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
階上町	38.7 歳	290,974 円	320,296 円	308,043 円
青森県	43.1 歳	321,600 円	386,578 円	352,175 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
階上町	* 歳	* 円	* 円	* 円
青森県	50.0 歳	303,200 円	337,024 円	322,437 円
国	50.6 歳	286,833 円	— 円	328,360 円

- ※ 1 「平均給料月額」とは、29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の手当を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
 3 技能労務職は職員数が1人につき、該当者の情報が特定されることから、平均給料月額等の記載は省略します。

(2) 職員の初任給の状況 (29年4月1日現在)

区 分	階上町	青森県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	143,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (29年4月1日現在)

区 分	経験年数 7~10年	経験年数10~15年	経験年数15~20年
一般行政職	大学卒	234,300 円	321,400 円
	高校卒	193,200 円	244,800 円
技能労務職	高校卒	* 円	* 円

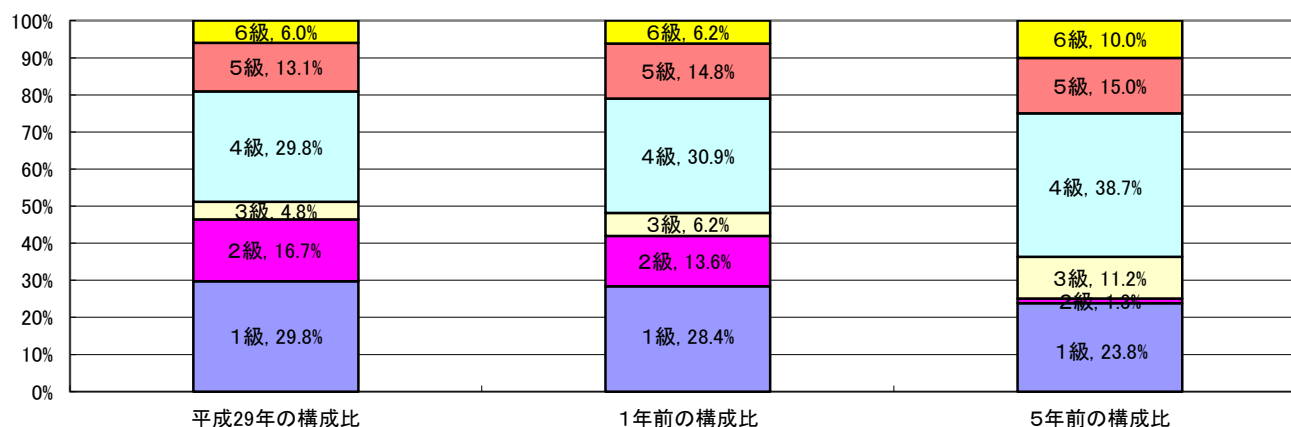
- ※ 1 それぞれの経験年数に該当する職員の平均額になります。該当する職員がない場合は「—」となっています。
 2 技能労務職は職員数が1人につき、該当者の情報が特定されることから、平均給料月額等の記載は省略します。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事	5 人	6.0 %	317,700 円	409,400 円
5 級	課長、副参事	11 人	13.1 %	287,100 円	392,200 円
4 級	総括主幹、主幹	25 人	29.8 %	261,100 円	380,200 円
3 級	主査	4 人	4.8 %	227,900 円	349,200 円
2 級	主事	14 人	16.7 %	191,700 円	303,400 円
1 級	主事	25 人	29.8 %	141,600 円	246,600 円

- ※ 1 階上町の給与条列に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



※ 平成18年度から8級制を6級制に変更しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年度から全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

階 上 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給年額<28年度> 1,291 千円	1人当たり平均支給年額<28年度> 1,564 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.4)月分 (0.75)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.4)月分 (0.75)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.7 月分 (1.45)月分 (0.8)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成19年度から全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しています。

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

階 上 町	国
【基本額】 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.58250 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59000 月分 最高限度額 49.590 月分 49.59000 月分 【調整額】 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円~43,350円） ■その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~45%加算） （退職時特別昇給 制度なし） ■1人当たり平均支給額 11,349千円	【基本額】 (支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分 勤続25年 29.145 月分 34.58250 月分 勤続35年 41.325 月分 49.59000 月分 最高限度額 49.590 月分 49.59000 月分 【調整額】 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円~95,400円） ■その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~45%加算）

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当、特殊勤務手当・・・支給制度なし

(4) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	20,543 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	226 千円
支給実績（28年度決算）	19,621 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	216 千円

※ 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職等除く。）です。

(5) その他の手当（29年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	配偶者や子どもなどを扶養している職員に対し支給。配偶者10,000円 配偶者以外6,500~10,000円 16~22歳の子1人につき5,000円加算	同	-	7,287 千円	177,732 円
住居手当	住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。最高限度額14,000円 ※持家の場合支給なし	異	国の制度：借家での最高限度額27,000円	4,076 千円	145,571 円

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
通勤手当	自動車等を使用して通勤している職員に対し支給（片道2km以上）。距離に応じて2,000～31,600円	同	-	5,123 千円	64,846 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し支給。総務課長及び総合政策課長30,000円、その他の課長25,000円			3,120 千円	312,000 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月に寒冷地に勤務する職員に対し支給。世帯区分に応じて7,360～17,800円	同	-	6,007 千円	60,069 円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町 長	691,200 (768,000)円		
	副町長	548,100 (609,000)円		
	教育長	504,900 (561,000)円		
報酬	議長	284,000 円		
	副議長	241,000 円		
	議員	226,000 円		
期末手当	町 長	(28年度支給割合)		
	副町長	3.00月分		
	教育長	(28年度支給割合)		
	議長	3.00月分		
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	退職日給料月額×在職月数×45.5/100	16,773,120円	任期毎
	教育長	退職日給料月額×在職月数×26.5/100	7,746,480円	任期毎
	副町長	退職日給料月額×在職月数×22.5/100	4,544,100円	任期毎

※ 1 給料月額の内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、減額前の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合（教育長は3年＝36月）における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

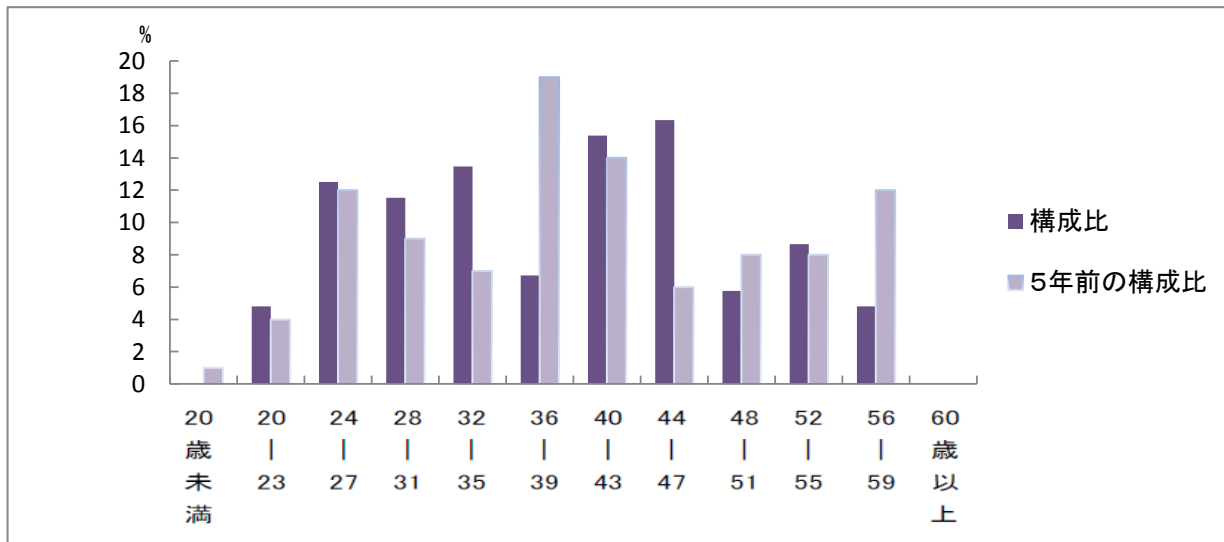
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成28年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	所属部門変更に伴う減（教育部門へ） 育児休業職員の補充に伴う増 事務事業拡大に伴う増
		総務	31	30	△1	
		税務	9	9	0	
		民生	7	8	1	
		衛生	7	7	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	8	10	2	
	土木	3	3	0		
	小計	6	6	0		
	小計	73	75	2		
	教育部門	14	15	1	所属部門変更に伴う増（総務部門から）	
	小計	87	90	3		
公営企業等計部門	病 院	下 水	0	0	0	
		そ の 他	3	3	0	
		小計	11	11	0	
	小計	14	14	0		
合 計			101	104	3	
			[130]	[130]	[0]	

※ 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	13人	12人	14人	7人	16人	17人	6人	9人	5人	0人	104人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門 \ 区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	70	71	73	73	73	75	5 (9.0%)
教育	16	14	14	14	14	15	△ 1 (△12.5%)
普通会計計	86	85	87	87	87	90	4 (4.8%)
公営企業等会計計	14	14	14	14	14	14	0 (0.0%)
総合計	100	99	101	101	101	104	4 (4.1%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。